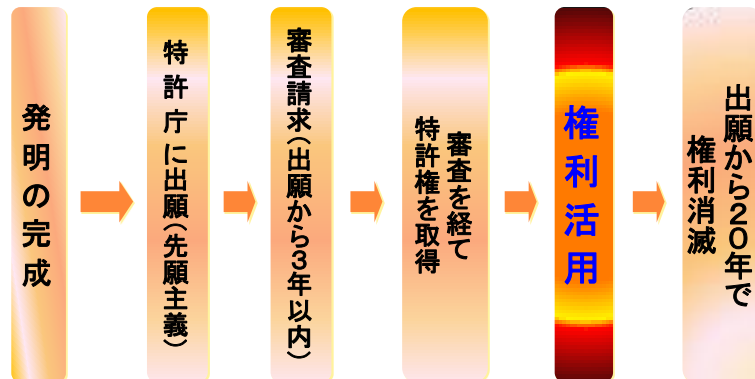


# 特許権侵害と 権利制限

白鷗大学  
杉山 務

## 発明の完成から特許権の消滅



# 特許権

## 1 特許権の発生

特許権は**設定の登録**により発生  
(66条1項)

審査官,又は審判官による特許査定(51条)の後,3年分の特許料が納付されると特許権の設定の登録が行われる(66条2項)

特許原簿の閲覧により

- ・ 特許料の納付状況
- ・ 無効審判請求の有無
- ・ 権利関係(権利者,実施権,質権)

## 2 特許権の属性

- ・ 私権
- ・ 財産権
- ・ 無体財産
- ・ 不安定性  
(無効になる可能性がある)
- ・ 譲渡性
- ・ 国家による権利付与行為により成立
- ・ 時間的な有限性(存続期間)

3

29年度10【知的財産法】杉山 務

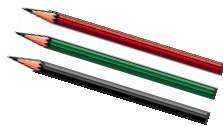
# 特許権の範囲

★重要だけど理解されていないことが多い

- 発明そのものが特許権の範囲ではないことに注意
- 特許権の効力が及ぶ範囲(特許発明の技術的範囲)は「**特許請求の範囲**」の記載に基づいて決定

(文章の表現次第で権利範囲が異なる)

■明細書中に記載されていても特許請求の範囲に記載されていない場合や,特許請求の範囲の構成要件が異なる(又は欠けている)場合は,効力が及ばない



断面が**六角形(要件A)**の**木製の軸(B)**を有し,当該軸の表面に**塗料を塗った(C)**ことを特徴とする**鉛筆(D)**

構成要件 A+B+C+D

特許権



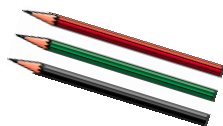
A+B+C+D (範囲内)

侵害品

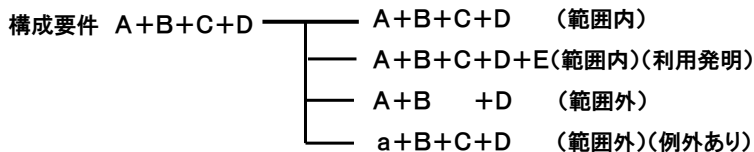
4

29年度10【知的財産法】杉山 務

## 特許権の範囲



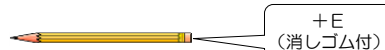
断面が六角形(要件A)の木製の軸(B)を有し、当該軸の表面に塗料を塗った(C)ことを特徴とする鉛筆(D)



### 利用発明(特許権の効力の制限)

権利者X(先願)A+B+C+D

権利者Y(後願)A+B+C+D+E



Yの許諾がなければ、  
A+B+C+D+Eを実施できない。

Xの許諾がなければ、  
A+B+C+D+Eを実施できない。

5

29年度10【知的財産法】杉山 務

## 業として特許発明の実施

### 業として:

事業としての意味で、必ずしも営利を目的とする場合に限らない。

個人的な実施、家庭的な実施を除く

国営の事業として行われる土木工事に特許に係る機械を使用することは、業としての実施  
洗濯屋が電気洗濯機を使用するのは「業として」に該当し、電気洗濯機を家庭の主婦が使用する  
ことは、「業として」に該当しない。

### 実施:

発明について「実施」とは、次に掲げる行為

- 一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

6

29年度10【知的財産法】杉山 務

## 特許権の効力が制限を受ける

制限を受ける場合	具体的な制限の内容
1. 専用実施権が設定された場合(68条ただし書, 77条)	
2. 特許権の効力が及ばない法定の範囲(69条)	a. 試験又は研究のためにする実施 b. 単に日本国内を通過するにすぎない船舶・航空機・これに付随する物 c. 特許出願の時から日本国内にある物 d. 医師, 歯科医師の処方箋により調剤する行為又は調剤する医薬(混合医薬製造方法又は混合医薬)
3. 他人の実施権を認めなければならない場合	a. 法定実施権(35条, 79条, 80条, 81条, 82条, 176条) b. 裁定実施権(83条, 92条, 93条)
4. 他人の特許発明等と利用関係である場合, 又は意匠権・商標権と抵触関係にある場合(72条)	先願にかかる他人の特許発明, 登録実用新案, 登録意匠又はこれに類似する意匠を利用しなければ実施できない場合, その特許発明は, 先願の特許発明等と利用関係にある

29年度10【知的財産法】杉山 務

7

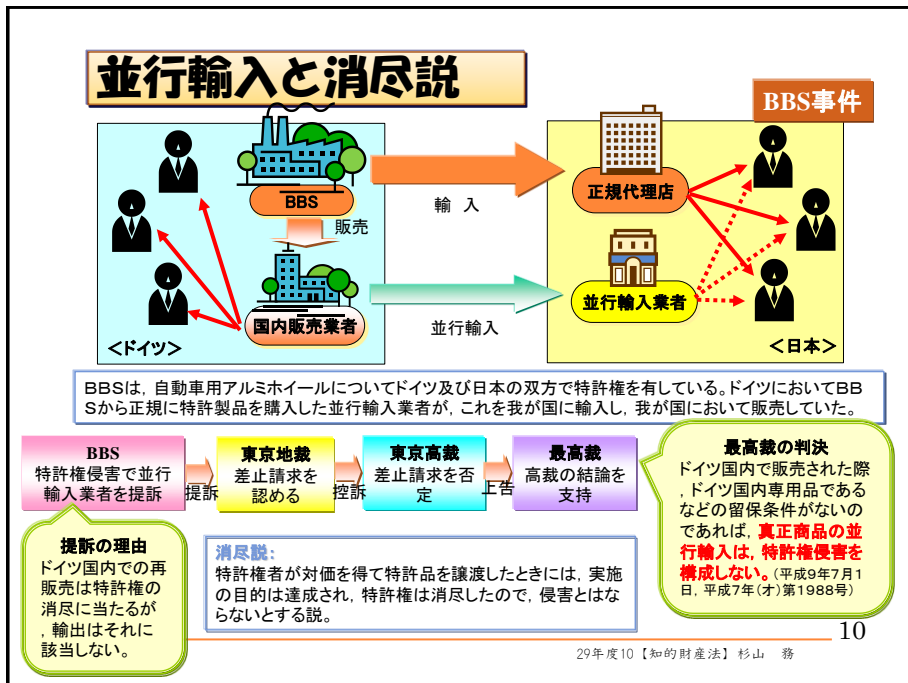
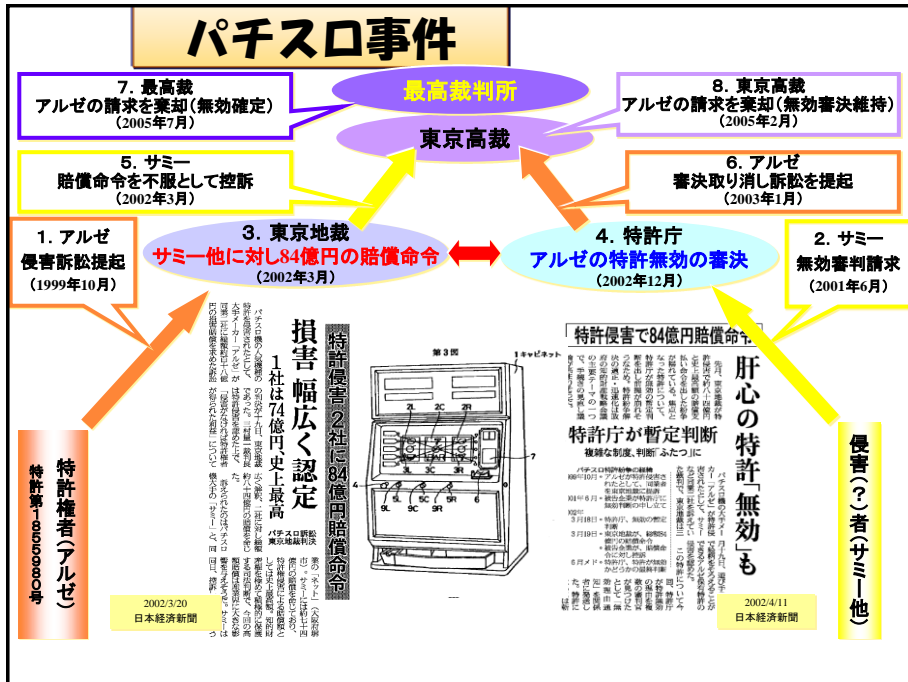
## 法定実施権と裁定実施権



法定実施権	● 職務発明(35条)
	● 先使用(79条) (先使用権)
	● 無効審判登録前の実施(80条) (中用権)
	● 意匠権存続期間満了前の実施(81条, 82条)
	● 再審請求登録前の実施(176条) (後用権)
裁定実施権	● 不実施(83条)
	● 利用発明又は抵触関係(92条)
	● 公益上(93条)

29年度10【知的財産法】杉山 務

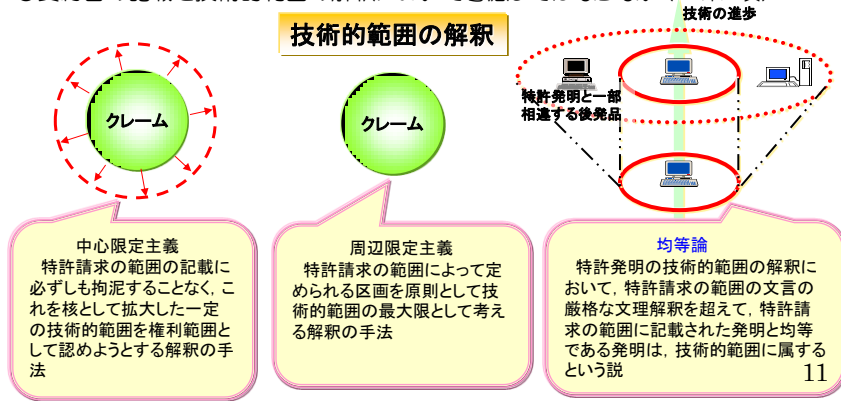
8



## 特許権の技術的範囲



- 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(70条1項) (←これが原則)
- 願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈する(70条2項)。  
この場合の明細書・図面は、最終の状態におけるもの。
- 要約書の記載を技術的範囲の解釈において考慮してはならない(70条3項)。



## まとめ

zTo

ご清聴 ありがとうございました。

杉山 務

11回(27日:金)は、特許権侵害に対する抗弁とは何か。